

## 長野県 駒ヶ根市 地域おこし協力隊 募集要項

中央アルプスの山岳景観や食文化、歴史遺産などの地域資源を最大限に活用し、新たな観光戦略の実行と、持続可能で質の高い観光地域づくりを推進する地域おこし協力隊を募集します。



駒ヶ根市街地と中央アルプスの雄大な山並み

### ■駒ヶ根市の概要

駒ヶ根市は、長野県の南部、伊那谷のほぼ中央に位置し、西に中央アルプス、東に南アルプスの雄姿を望むことができる「アルプスがふたつ映えるまち」をキャッチコピーにした街です。

世界に誇れる中央アルプス駒ヶ岳ロープウェイや駒ヶ根高原、早太郎温泉郷、国の重要文化財である名刹光前寺などの観光資源、B級グルメで有名な「駒ヶ根ソースかつ丼」、アルプスの伏流水で作られる美酒の数々などがあり、全国各地から観光客やファンが訪れる風光明媚な観光都市です。

また、令和2年3月には、中央アルプスの持つ雄大で特徴的な地形地質や多種多様な動植物、里人と山の歴史文化などが評価され、中央アルプス国立公園が誕生しました。

さらに、中央アルプスでは絶滅されたと言われていた国の天然記念物であるライチョウが2019年に約半世紀ぶりに確認され、6年間に渡る保護増殖活動により現在では300羽を超える生息数となっています。

また、全国に2つしかない青年海外協力隊訓練所や青年海外協力協会（JOCA）本部、長野県看護大学などが立地しており、国際交流も含め多様な文化の香り漂う文化都市でもあります。

こうした、自然と文化が調和した魅力あふれる駒ヶ根市では、第5次総合計画である「愛と誇りと活力に満ちた駒ヶ根市」を創造するため、「誰もが自由闊達にいきいきと活躍する

広場のようなまち」を将来像に掲げ取り組みを進めているところです。

このような取り組みをさらに力強く進めていくため、駒ヶ根市では地域づくりに協力していただく「地域おこし協力隊」を次のとおり募集します。

少子高齢化の進展や人口減少社会の到来、ウィズコロナ期など時代の大きな転換期に、豊かな市民生活の実現と活力ある地域づくりに協力していただける、意欲あふれる方のご応募をお願いいたします。

## 1. 業務概要

現在、国内全体で少子高齢化と人口減少が進行しています。これは本市においても、将来にわたって、地域活力を維持するための喫緊の課題となっています。

特に、観光分野では、観光客のニーズの多様化への対応や滞在型観光への転換、冬季や平日の誘客力の強化、観光担い手の不足、観光客を受け入れるための持続可能な観光への取り組み強化などの課題に直面しています。

そこで、中央アルプス、駒ヶ岳ロープウェイなどの山岳景観や「駒ヶ根ソースかつ丼」に代表される食文化、光前寺などの歴史遺産といった地域資源を最大限に活用し、様々な課題を克服するための新たな観光戦略の実行と、持続可能で質の高い観光地域づくりを推進することをミッションとして、取り組みを行っていきます。

地域おこし協力隊には、観光事業者や地域住民と連携しながら、地域の活力維持と持続可能な観光モデルの構築を推進していただきます。

- (1) 誘客イベント等事業のブラッシュアップ及び新たな観光コンテンツの企画開発
  - ・閑散期などにおける観光需要を創出するためのプロモーション及び企画開発
  - ・地域資源を活用した新たな体験プログラムやイベントの企画・実行
- (2) 観光戦略の実行、持続可能な観光の地域づくりの推進
  - ・地域資源の磨き上げ、デジタル技術の活用
  - ・観光 DX、交通・生活インフラの整備（多言語化・バリアフリー対応など）



【駒ヶ根池から望む中央アルプス】



【駒ヶ根高原夜の森テラスイベント】



【名刹光前寺の紅葉】



【早太郎温泉】

1. 募集人員 観光戦略推進担当 1名
2. 活動地域 駒ヶ根市全域（主に駒ヶ根高原）
3. 勤務先 駒ヶ根市商工観光課（勤務場所：駒ヶ根観光協会（駒ヶ根ファームス内））
4. 応募資格
  - (1) 年齢が25歳以上45歳以下の方（令和8年5月31日現在）
  - (2) 3大都市圏をはじめとする都市地域に現に住所を所有し、委嘱後は生活の拠点を市内に移し、住民票を異動できる方。（その他、総務省「地域おこし協力隊推進要綱」による。）  
※3大都市圏：埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、岐阜県、愛知県、三重県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県
  - (3) 地域おこしに意欲と熱意を有して積極的に企画・活動し、最長で3年間は継続して活動できる方。
  - (4) 普通自動車運転免許証を有し、日常的に自動車の運転ができる方。
  - (5) 携帯電話やパソコン、携帯情報端末等の情報通信機器を使用でき、ワード、エクセル、ソーシャルネットワーキングサービス等を活用できる方。
  - (6) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条に規定する欠格条項に該当せず、心身ともに健康で誠実に業務を行うことができる方。
  - (7) 委嘱期間終了後も駒ヶ根市において定住・就業・起業に意欲のある方。
5. 委嘱形態及び期間
  - (1) 駒ヶ根市の会計年度任用職員として、駒ヶ根市長が委嘱します。
  - (2) 期間は着任日から最長3年間。（任用開始時期は、令和8年6月以降で相談させていただきます。また、年度ごとの更新を行い、最長で着任日から3年間とします。）

- (3) 協力隊としてふさわしくないと判断した場合は、任用期間中であってもその職を解くことができるものとします。

## 6. 勤務日数・勤務時間・休暇等

- (1) 原則として週5日、1日7.5時間の勤務とします。
- (2) 土曜日、日曜日、祝日を含めたシフト制（イベントなど休日出勤あり）
- (3) 休日に勤務した場合には、振替（代休）での対応となります。
- (4) 年次有給休暇があります。

## 7. 報酬

月額291,600円です。

年額約350万円、別途住居費（アパート代）が支給されます。

## 8. 待遇及び福利厚生

- (1) 社会保険等（雇用保険、厚生年金、健康保険、労災保険）に加入します。
- (2) 活動に関して出張する場合は、市の規定により旅費を支給します。
- (3) その他、移動やPCなどに係る活動支援として、予算の範囲内で補助します。（居住費用含む）
- (4) 転居に係る費用は、1回に限り補助（距離に応じて）します。
- (5) 任期終了前1年以内又は終了後1年以内に、市内での起業等に要する経費について、予算の範囲内でその一部を補助します。（補助率10分の10、上限100万円）
- (6) 任期終了後、引き続き定住するための空き家の改修に要する経費について、予算の範囲内でその一部を補助します。

## 9. 応募手続き・選考方法

- (1) 応募受付期間 令和8年4月10日（金）から令和8年5月8日（金）まで（必着）
- (2) 提出書類
  - ① 応募用紙（駒ヶ根市のホームページからダウンロードしてください。）
  - ② 住民票の写し（令和8年4月1日以降に取得したもの。コピー可）
  - ③ 運転免許証の写し
- (3) 提出方法 郵送または持参
- (4) 選考 募集締め切り後、選考（書類、面接）を実施します。
- (5) その他
  - ① 応募に係る費用は、全て応募者の自己負担になります。
  - ② 提出された書類は返却しません。また、提出された個人情報については、本公募のみに使用し、その他の用途には使用しません。

## 10. 問い合わせ・応募先

駒ヶ根市役所 産業部 商工観光課 課長：北沢 稔 観光係長：川端 康聖

〒399-4192 長野県駒ヶ根市赤須町20番1号

電話 0265-83-2111 内線441

FAX 0265-83-1278

Mail [kankou@city.komagne.lg.jp](mailto:kankou@city.komagne.lg.jp)